

「電力先物におけるヘッジ会計適用に向けた検討会」設置要領

2024年7月

株式会社東京商品取引所

1. 目的

- 経済産業省「電力先物の活性化に向けた検討会」において、日本の会計基準に従うと電力先物のヘッジ会計処理が適用しにくく、事業の経済的実態が財務諸表に反映されにくい、電力先物を活用したヘッジを日本会計基準においてどのように扱うべきか、業界として会計基準設定主体に対し訴えかけるべき、との意見があり、これを踏まえ、2024年4月15日公表の同検討会「とりまとめ」において、電力先物におけるヘッジ会計の適用に向け、現行の日本の会計基準の実務上の課題点を調査し、るべき実務対応について議論を行うとの方向性が示された。
- 「とりまとめ」の方向性に沿った実務対応の実現に向けて、電力先物の実務に関わる電気事業者、専門的知見を有する公認会計士、学識経験者など有識者による検討会を設置する。

2. 検討事項

- 電力先物におけるヘッジ会計の適用に向け、現行の日本の会計基準の実務上の課題点を調査し、るべき実務対応について議論を行う。

3. 委員

- 電力先物の実務に関わる電気事業者、専門的知見を有する公認会計士、学識経験者など有識者をもって構成する。
- 検討会には、座長を置く。
- オブザーバーとして、経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室、資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室及び電力・ガス取引監視等委員会事務局取引制度企画室が同席する。
- 座長は、必要であると認めるときは、委員若しくはオブザーバーの追加又はその他の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4. 検討会の運営

- 運営事務局は、株式会社東京商品取引所が行う。
- 開催方法は、運営事務局会議室及びオンラインのハイブリッド形式とする。
- 本検討会は原則として非公開で行う。
- 本設置要領及び名簿並びに本検討会の検討結果の報告書等について、株式会社日本取引所グループウェブサイトを通じて公表する。
- 本設置要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

5. スケジュール（想定）

- 2024年7月に第1回検討会を開催し、その後、2～3回の議論を経て同年秋までにとりまとめを行う。